

# 野外業務における安全対策の指針

## (井川演習林における内規)

平成 29 年 6 月 8 日  
山岳科学センター  
演習林部門井川演習林

### はじめに

本内規は平成 23 年 4 月 13 日に定められた「野外業務における安全対策の指針（以下、指針とする）」について、井川演習林に限り必要な事項を定めたものである。

### 本内規が定める事項

本内規は外部利用者が野外作業を行う際の安全管理および携行品について定める。

1. 外部利用の安全管理の責任は、その申請代表者が担う。
2. 原則として、利用者の入山時の携行品については、井川演習林職員が所持を入山前に確認する。
3. 携行品の項目については、井川演習林スタッフと同等とする。
4. 実習やゼミ等の利用者が多人数の場合や危険度の少ない計画については、携行品の項目を限定し（例えば、ヘッドライトは不要など）、申請代表者にメンバーの携行品の確認を委ねる。この確認については、申請代表者と井川演習林職員の間で事前に相談の上決める。